

毎週火、
日曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示
目 次

- ◇ 告示 ひな白痢検査の実施
- 家畜商免許証の交付
- 土地配分計画の作成
- 土地改良事業計画等の縦覧

- ◇ 公告 鳥取県改良普及員資格試験合格者

告 示

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため
二 実施の区域及び場所 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏。種鶏及び種鶏と同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

ひな白痢急速診断法

別表一 ひな白痢検査

実施期日 実 施 区 域

十二月二十一日 大栄町別所

赤崎町赤崎 森木 鈴木

二十二日 大栄町亀谷 河本

倉吉市穴沢 森田

羽合町長瀬 吉田

北条町土下 崇田

米里 田村

鳥取県告示第六百七十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対し検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年十二月十八日

二七	二六	二五	三	三	三	三	二〇	一九	八	七	一	一	一	一〇
二七	二六	二五	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
用瀬町鷹狩	徳吉	片山	河原町中井	米岡	麻生	殿	大坪	下坂	篠波	郡家町万代寺	隼福	船岡	上田	太郎
山崎	富山	谷	春治	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
雄三	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第六百七十六号
家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第六条第二項の規定による免許証を次のとおり交付した。

昭和三十七年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許証登録年月日

二十五日	倉吉市般若	高間	大原
二十六日	大栄町島	田中	田中
"	"	"	"
三朝町片柴	泊村石脇	徳永	徳永
"	"	"	"
東伯町逢束	米原	長谷川	長谷川
"	"	"	"
隼福	所	氏名	生年月日
船岡	現住	姓	生年月日
上田	山本政幸	明治四四、二、一	昭和三七、一二、一
太郎	糸井延藏	明治四四、二、一	昭和三七、一二、一
大正五、一一、一〇	厨子薰太郎	大正一、一〇、一一	昭和三七、一二、一
毛利保幸	前住治吉	明治四二、一〇、一	昭和三七、一二、一
吉本進	日置藤太郎	大正六、一二、九	昭和三七、一二、一
新松	山根金次郎	明治四〇、一、二、二六	昭和三七、一二、一
岸本榮治	尾崎幹夫	明治四〇、一、二、二六	昭和三七、一二、一
土橋時藏	山本太郎	明治四〇、一、二、二六	昭和三七、一二、一
土橋良吉	北山	明治四〇、一、二、二六	昭和三七、一二、一
安藤時藏	船岡町下濃	明治四〇、一、二、二六	昭和三七、一二、一
森下作藏	北山	明治四〇、一、二、二六	昭和三七、一二、一
田中米藏	徳丸	明治四〇、一、二、二六	昭和三七、一二、一
田中朝彦	尾崎幹夫	明治四〇、一、二、二六	昭和三七、一二、一
大正四、三、六	小河善一	明治三七、一二、二六	昭和三七、一二、一
明治二九、一、一	吉本進	昭和二九、一、一	昭和三七、一二、一
明治三九、七、一	新松	昭和二九、一、一	昭和三七、一二、一
明治二九、七、一	岸本榮治	昭和二九、一、一	昭和三七、一二、一
明治三九、七、一	土橋時藏	昭和二九、一、一	昭和三七、一二、一
明治三九、七、一	土橋良吉	昭和二九、一、一	昭和三七、一二、一
明治三九、七、一	安藤時藏	昭和二九、一、一	昭和三七、一二、一
明治三九、七、一	森下作藏	昭和二九、一、一	昭和三七、一二、一
明治三九、七、一	田中米藏	昭和二九、一、一	昭和三七、一二、一
明治三九、七、一	田中朝彦	昭和二九、一、一	昭和三七、一二、一
明治二九、三、五	徳丸	昭和二九、一、一	昭和三七、一二、一
明治二九、三、五	尾崎幹夫	昭和二九、一、一	昭和三七、一二、一

5 昭和37年12月18日 火曜日 鳥取県公報 第3387号 (第3種郵便物認可)

昭和37年12月18日 火曜日 鳥取県公報 第3387号 (第3種郵便物) 認可 4

00946

9 昭和37年12月18日 火曜日 鳥取県公報 第3387号 (第3種郵便物可認)

一八	西高尾	上井繁芳	明治四一、一三、一三
一九	西園	信本健一	昭和二、四、二〇
二〇	原	大坪朝義	”三八、一二、二六
二一	東伯町笠見	山田覺	”六、三、三三
二二	下伊勢	杉本貴明	明治三八、二、五
二三	丸尾	津山夷雄	大正一、一二、四
二四	光好	三浦正寿	明治三九、一〇、一九
二五	大杉	小倉英雄	昭和一〇、一〇、二五
二六	下伊勢	谷田信藏	明治四四、二、二三
二七	浦安	尾古一郎	大正一五、五、一三
二八	三保	竹中貴吉	”八、二、一九
二九	德万	東元賢三	明治三二、一二、一三
三〇	下伊勢	吉藏務	”四五、四、一四
三一	八橋	大正二、四、二一	”一一、二、二六
三二	逢束	明治三六、九、二〇	”一、二、二六
三三	川田良雄	”一、二、二六	”一、二、二六
三四	福本茂八	”一、二、二六	”一、二、二六
三五	赤崎町出上	”一、二、二六	”一、二、二六
中村	小谷	”一、二、二六	”一、二、二六
一五	广美	”一、二、二六	”一、二、二六

00945

昭和37年12月18日 火曜日 鳥取県公報 第3387号 (第3種郵便物認可) .8

昭和37年12月18日 火曜日 鳥取県公報 第3387号

(第3種郵便物
記)

計

区 分	地 区	名	所 在 地	鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗			
				大	中	小	口
土 地	大 光	山 西 伯	名 和 豊 成	予 売 渡 定 入	面 売 予 植	積 渡 定	口 売 渡 定 入
(泰久寺原)	山 守 德	東 伯 関 金 堀	中 山 松 河 原	五 三、九〇	一 九	一 九	四 七、七〇
新 屋	日 野	日 南	新 屋	一 一	一 一	一 一	一 一
賀 野	西 伯	会 見	鶴 田	一 一	一 一	一 一	一 一
小 田 村	岩 美	岩 美	荒 金	一 一	一 一	一 一	一 一
三 一、三三	三 一、六	三 一、八	三 一、七	三 一、三三	三 一、六	三 一、三三	三 一、三三
計				三 一、三三	三 一、六	三 一、八	三 一、七
團 体 配 分				既 入 植 者 追 加 配 分	既 入 植 者 追 加 配 分	既 增 反 者	既 增 反 者
五 四 口				二 三 口	二 三 口	一 八 戶	一 八 戶
(三 六 戶 件)				(一 戶)	(一 戶)	(一 戶)	(一 戶)

昭和37年12月18日 火曜日 鳥取県公報 第3387号

(第3種郵便物
記) 10

一三六	一三六	"	"	赤 球	実 守 春 三	明治四四、三、一〇
一三七	一三七	"	"	勝 田	生 田 鉄 藏	" 二二、二一、一五
一三八	一三八	"	"	出 上	福 本 露 義	" 三八、七、二八
一三九	一三九	"	"	赤 球 町 赤 球	徳 本 徳 義	大 正 一〇、二、一八
一四〇	一四〇	"	"	東 伯 町 八 橋	岩 本 憲 重	明 治 三二、七、二〇
一四一	一四一	"	"	八 幡	浜 边 芳 藏	大 正 三、九、一八
一四二	一四二	"	"	勝 田	乘 本 普 次 郎	明 治 四一、九、一〇
一四三	一四三	"	"	出 上	福 本 富 藏	" 三五、一、五
一四四	一四四	西 伯 郡 中 山 町 横 口	"	國 谷 繁 太 郎	江 原 宗 藏	" 三三、五、一七
一四五	一四五	"	"	榮 田	尾 吉 時 雄	明 治 三九、一〇、六
一四六	一四六	"	"	羽 田 井	石 原 幸 雄	大 正 四、一〇、二八
一四七	一四七	東 伯 郡 大 栄 町 西 高 尾	"	三 嶋 達 之	昭 和 九、六、四	" " "
一四八	一四八	"	"	東 伯 町 中 尾	"	" " "

鳥取県告示第六百七十七号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十七年十二月十八日

鳥取県告示第六百七十八号

事に申し出ること。

00949

(第3種郵便物)
可認

12

昭和三十七年十月三十日付けで岩美郡国府町大字玉鉢
集落良雄ほか十四人の者から申請のあつた玉鉢土地改良
区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定
款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良
法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八条第四項の規
定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十七年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一、縦覧に供する書類の名称

(1) 土地改良事業計画書の写

二、縦覧に供する期間

昭和三十七年十二月十八日から二十日間とする。

三、縦覧に供する場所 国府町役場

四、異議の申出

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、
縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知

鳥取県公安委員会告示第二十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第一百四条の
規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十七年十二月十八日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一、米子地区

1 聽聞の期日及び場所

昭和三十七年十二月二十六日午前十時三十分から
米子市万能町 米子警察署

2 聽聞当事者の住所及び氏名

(1) 米子市錦町三丁目二
米子市博労町一丁目五二

3 聽聞当事者の住所及び氏名

(2) 米子市錦町三丁目二
自動車運転者 西 尾 進

(3) 米子市西町八六ノ三
自動車運転者 小 原 二六百

鳥取県告示第六百七十八号

(第3種郵便物)
可認

13 昭和三十七年十二月十八日 火曜日 鳥取県公報 第3387号

00950

(第3種郵便物)
可認

(4) 自動車運転者 松 本 孝 行	(4) 受験番号 氏 名 受験番号 氏 名
(4) 米子市東町三八	一 渡辺 浩一
(5) 自動車運転者 坂 田 明	二 中西 誠志
(5) 東伯郡赤崎町大字大父八一九	三 高橋 愛昇
(6) 自動車運転者 小 榎 重 義	四 高橋 健三
(6) 壱港市小篠津町五七一	五 勝部 名将
(7) 自動車運転者 角 正 一	六 奥田 敦志
(7) 米子市勝田町二四三	七 大西 淳
(8) 自動車運転者 山 本 勉	八 小畑 一範
(8) 米子市尾高町一一四	九 石破 昭仁
	一〇 山根 孝人
	一一 茄荷 主吉
	一二 前田重太郎
	一三 秦野 優美
	一四 中田 俊夫
	一五 田中 公一
	一六 竹本 泰
	一七 長岡 宣夫
	一八 多田 理一
	一九 山本 嘉嗣
	二〇 山根 秀
	二一 四方 恒男
	二二 福本 誠
	二三 井上 明男
	二五 小玉 孝司
	二六 筒井 孝宣
	二七 佐々木英紀
	二八 井嶋 龍男
	二九 油本 武義
	三〇 每野 治夫
	三一 広田隆一郎
	三二 津川保次郎
	三三 田辺 浩三

公 告

昭和三十七年度鳥取県改良普及員資格試験に合格した
者は、次のとおりである。

昭和三十七年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 農業改良普及員資格試験合格者

00951

昭和37年12月18日 火曜日 鳥取県公報 第3387号 14

二 生活改良普及員資格試験合格者

受験番号

氏名

受験番号

氏名

- 一 三 小笠 光恵
五 福居三千代
八 鶴田 紀子
一一 家森恩美子
一二 池信 記江
一三 引田美千代
七 江原 昭恵
九 猪口美也子

昭和4年四月五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市新町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市新町一丁目
栗谷町
県立图书馆一部
二五〇円(課送料共)